

件名	職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例				
主管課	人事課				
根拠法令等					
<p>【改正の概要】</p> <p>新しい旅費システムの導入に伴い、旅行命令等を電磁的方法で行うことができるようにする。</p> <p>1 旅行命令等 旅行命令権者は、旅行命令簿又は旅行依頼簿・・・を当該旅行者に提示して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては、認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）又は書面をもつて作成された</p> <p>2 旅費の請求手続 旅費の支給を受けようとする旅行者・・・は、所定の請求書に必要な書類を添えて・・・支払担当者等に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">所定の事項を記録した電磁的記録又は所定の請求書に必要な資料を添えて</p>					
施行日	平成 18 年 4 月 1 日				
<p>【その他参考事項】</p> <p>新しい旅費システムの概要</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 旅費システムを導入し、全庁の旅行命令、旅程作成から旅費の支払いまでの一連の事務を旅行代理店と一体となって電子的に処理する。</p> <p>(2) 近年、急速に充実してきたパッケージ旅行、各種割引運賃制度等を活用し、旅費のコスト削減並びに機動的な出張の実現を図る。</p> <p>2 現在の業務との相違点</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">現状</th> <th style="width: 50%;">改革案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員が時刻表を使って作成 手書きで旅行命令簿を作成 出張者が自己手配 各所属で旅費を支出</td> <td>旅程作成のシステム化・外部委託化 旅行命令の電子化 旅行代理店との連携によるチケットの手配 旅費の支払いを一括集中処理</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 導入のメリット</p> <p>(1) 省略化による人件費の削減</p> <p>(2) 各種割引運賃制度等の活用による旅費の削減</p> <p>(3) 旅行手段の拡大による効率的な出張の実現</p>		現状	改革案	職員が時刻表を使って作成 手書きで旅行命令簿を作成 出張者が自己手配 各所属で旅費を支出	旅程作成のシステム化・外部委託化 旅行命令の電子化 旅行代理店との連携によるチケットの手配 旅費の支払いを一括集中処理
現状	改革案				
職員が時刻表を使って作成 手書きで旅行命令簿を作成 出張者が自己手配 各所属で旅費を支出	旅程作成のシステム化・外部委託化 旅行命令の電子化 旅行代理店との連携によるチケットの手配 旅費の支払いを一括集中処理				